

第5回（令和7年度第1回）花緑検討小委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年7月15日（火）10:00～12:00
- 2 場 所 神戸市教育会館 404 会議室
- 3 出席者 平田委員長、赤澤委員、新保委員、龍見委員
委員の過半数（5名中4名）の出席により小委員会は成立
- 4 議事
 - (1) 事務局報告
 - ・ 県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書（案）のまちづくり審議会への報告結果について【資料1－1】
 - ・ 県民まちなみ緑化事業（第5期）見直し内容【資料1－2】
 - ・ 優良な緑化の取組への顕彰制度について【資料1－3】
 - (2) ひょうご花緑創造プランの改定について【資料2－1， 2－2， 2－3】

5 主な意見（要旨）

議事(1) 事務局報告

- ・ 県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書（案）のまちづくり審議会への報告結果について

○委員

生物多様性の確保については、最近、自身が関わった著書や緑の基本計画においても、公益的効果として位置付けられており、それが一般的な理解になっている。

また、資料1－1のp.1に「・・・維持管理が困難になり市町に相談されることがある」とあるが、例えば高木が大きく成長し、高所作業が必要となって住民では管理ができなくなるということは、十分あり得ることと思う。公共空間で事業を実施する場合、後々、公共の財産として市町が受け入れることを前提に、事業を認めるということがあってもいいと思うが、この辺りの今後の対応は検討されているのか。

○事務局

公園の一角等の公共空間でも、よく事業を活用いただいている。その場合は、その土地の所有者である市町と申請者である住民団体等とで、維持管理に関する協定を結んでいただいております。「双方で協力して維持管理をする」というような協定内容が多い。本事業は、少なくとも5年間は申請者で維持管理をしていただくことになっているが、5年経過後に維持管理が困難になった場合は、市町に管理を引き継げることになっている。ただ、実際には、市町においても、財政的な問題で簡単に引き受けられるものではないという話は聞いている。

○委員

承知した。持続可能性の観点から、花壇や低木は管理が難しくなったら撤去するなど、都市緑化においては10年程度のスパンで見直すことはあり得る。植えたものを未来永劫、管理しなければいけないということではない気がする。ただ、高木においては、撤去は簡単にできないので、植えるときにメンテナンスの負担が小さいものや土地・気候に合ったものを選定するといった観点や、資料にあるような講習会や交流の場での情報共有が必要かと思う。

・県民まちなみ緑化事業（第5期）見直し内容

○委員

県民まちなみ緑化事業の制度見直しについて、以前、まちづくり審議会で、登はん型の壁面緑化は数年後の生育状況が良くないという話があったかと思う*が、そうした良好な生育が期待しにくい手法による緑化は補助対象から除外するというような要件の検討はあったのか。

※事務局注：環境の保全と創造に関する条例に基づいて緑化される壁面について、緑の生育状況が良好でない事例（主として登はん型の緑化）が散見されたことから、まちづくり審議会の答申に基づき条例施行規則（緑化基準）を改正し、令和6年度から緑地面積に算入できる壁面緑化を基盤造成型等に限定している。

○事務局

壁面緑化の手法に関する要件の変更については検討していない。本事業では、事業後は申請者から毎年、維持管理報告を写真付きで提出いただいている。また、緑のパトロール隊が定期的に巡回して実施箇所の生育状況を確認している。壁面緑化の補助件数は少ないが、生育状況についてはきっちりフォローアップをして、適切にアドバイスをしていく。

○委員

フォローアップ体制がしっかりしていれば問題ないかと思う。

○委員

制度見直しにより、事業費は増えるのか。

○事務局

第5期の県民緑税の県民まちなみ緑化事業への充当額は、第4期と同額の32億円（5年間）という計画になっており、今回の制度見直しによって事業費が増額することはない。

○委員

「持続可能な維持管理のための支援」に関して、例えば、既存の公園の樹林帯で何も手入れされず緑地の機能がほぼ失われているようなところを、きちんと間伐をして、豊かな樹林に更新するというようなことも、補助の対象となるのか。

○事務局

現状の緑の状態による。この事業は、緑を新たに増やすという考え方を基本に実施しているため、例えば、既存の樹木が枯れたり、樹勢が落ちてしまったりしたときに、木を伐採して新しく植樹をするようなケースであれば補助対象としている。

○委員

各地で竹林が問題になっている。竹林を伐採したり、竹林を樹林に戻したりする活動がされている団体は結構ある。すぐに制度化するのは難しいかもしれないが、植樹だけではなく伐採することに事業が使えるようになれば、そういう活動がもっと促進されるかもしれない。

・優良な緑化の取組への顕彰制度について

○委員

人間サイズのまちづくり賞に「緑化空間」部門が拡充されたということであるが、全国レベルでは、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰、全国花のまちづくりコンクールの大賞、緑綬褒章、毎年10月の都市緑化月間の都市緑化功労者国土交通大臣表彰などがある。県民まちなみ緑化事業を活用された方々は、これらの対象になる事例が多いのではないと思う。そういう方々を顕彰によって顕在化し、全国レベルでも評価されるような活動団体が兵庫県内にたくさんあるということを広くアピールしてほしい。その上では、緑のパトロール隊の役割が重要になってくるのではないと思う。良い活動をされている方々を推薦したいという意識を持ってもらい、応募の呼びかけや応募書類の書き方等のサポートを期待したい。各賞の県の担当部局を把握し、応募等の手続を確実にすることも大事かと思う。

また、企業による緑化では、SEGES（（公財）都市緑化機構の認定制度）や全国花のまちづくりコンクールの企業部門がある。全国花のまちづくりコンクールの企業部門では、地域と連携してまちの活性化につなげるというような事例が受賞されている。地道に活動されている企業を顕彰できればいいのではないかと思う。

議事(2) ひょうご花緑創造プランの改定について

○委員

緑の基本計画は市議会に諮ることになっているが、緑の広域計画を策定するに当たり、必要となる手続はどうなるのか。都市計画審議会ではなく、まちづくり審議会で検討するということによいか。

○事務局

まちづくり審議会で検討する。広域計画に「緑地保全地域内における行為の規制又は措

置の基準」を定める場合は都市計画審議会の意見を聴くことになっているが、現状、県内には緑地保全地域はないため、不要と考えている。都市緑地法上は、公聴会等により住民の意見を聴くこと、関係市町の意見を聴くことの2点となっている。

○委員

緑を構造的にとらえる中で、兵庫県は、ため池や田畑、川があり、広い平野が少なく、谷戸（やと）が細かく組み合わさっているということが特徴的で、それが緑の質や生物多様性の豊かさにつながっている。兵庫県は、イエローストーン国立公園と面積が同じだが、植物の種数が4～5倍多い。緑の広域計画を検討する上では、緑の骨格をつくることと、ため池、川、畑等の多様な環境が面的に組み合わさっているという観点を取り入れることが重要ではないか。そのような多様な環境が市町をまたいで連担することは十分にあり得ることで、平野部がつながっていることは農業的にも強みになる。どのように構造を把握し、設定するかという点で、そのようなことを重視するといいいのではないか。

また、「市街地における緑地の割合」の目標が、10年後は現状維持、長期的に30%を目指すとあるが、10年後の目標値は30%でもいいのではないか。達成できなかったとしても、理由を分析して次の10年につなげるということができればいいのではないかという気がする。神戸市の緑の基本計画の中で緑被率を調べており、東灘区や灘区等の既成市街地では、緑が育っているために緑が増えている一方、北区や西区等の住宅開発がある地域では緑は減っている。データを分析すればどんな傾向かが分かるし、この先の10年、20年でも傾向は変わってくる。それを把握するためにも、30%を目指したらいいのではないかと思う。

○事務局

国が基本方針で3割を目標に掲げていることもあるので、ご意見も踏まえ、緑地割合の目標設定に関しては、事務局で改めて検討させていただきたい。来年度に緑被率の算定をするため、その結果も踏まえながら検討したい。

県の調査では、人口集中地区における緑地割合は少しずつ増えており、東灘区や灘区等の割合が増えていることと一致する。既存の緑が少ないエリアにおいては、県民まちなみ緑化事業や法令等に基づく緑化義務により一定の緑地ができ、緑が年々成長することで増えているのかなと思う。

○委員

一言で「緑」と言ってもいろんな緑がある。例えば竹林が増えて農地が減っても、緑地割合が30%を超えていれば、目標が達成されたということが起こり得る。まずは、全体の数値を把握することは必要だが、それで終わりではなく、国の方針で掲げている「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」が実現できるような指標を設定することが重要なのではないか。緑の広域計画のハード面とひょうご花緑創造プランのソフト面が一緒になった計画は、他県にはないかもしれない。是非この機会に、全国のモデルになるよう、法

定計画として必要となる項目だけではなく、県民のウェルビーイングが実現できる項目とはどういうものなのかということを出していただきたい。そういう面では資料 2－3 の p. 5 にある、関わる人の割合や花緑活動に取り組んでいる人の割合などの新しい項目は良い視点だと思う。

また、花緑活動に取り組む人には法人も含まれる。県民まちなみ緑化事業では法人の申請件数を増やす目標があったが、計画においても緑化に取り組む企業に関する視点も持っていただきたい。法人が所有する土地は多いので、その扱いは非常に重要になるのではないか。

○委員

まちづくり関係の計画と関連させるのであれば、まちづくり基本方針で掲げられた地域ごとの目指す将来像との関連性を意識して議論できればよいと思う。今後、都市の縮退や人口減少が前提になってくる中で、むしろそれをチャンスとみなして、どう自然豊かなまちを再生するのかというのが、今後 10 年、20 年のキーになると思うので、そういったところを意識できるといいと思った。

資料 2－3 の p. 3 の方針では、ありきたりな言葉が並んでしまっているという印象を受ける。もう少し現状の喫緊の課題を意識した文言になるといいと思う。具体的には国の目標と関連付けるといいと思うが、例えば、施策の展開方策例で「豊かな自然環境を育む緑の保全・創出」が挙げられているが、これを「豊かな生態系を再生する・・・」にすると、ネイチャーポジティブに対応するのかなと思う。また、「循環」の要素がないため、地産木材、水力などのグリーンエネルギー、堆肥等の活用を意識して、自然資源の循環利用を意識した緑の保全・創出のような内容が入ってくるとよいのではないかな。

資料 2－3 の p. 5 の指標では、まちづくりガーデナー認定数と並んで、医療介護施設における園芸療法士の雇用人数などが入ると、健康増進のための緑の活用に関する指標になるかと思った。また、「緑のある空間を日常的に利用する人の割合」の計測の仕方は、おそらくアンケートを想定されているのかと思うが、人流データも精度が上がって入手しやすくなっているので、これらを使って具体的にどのような属性の人がどのように使っているのか、どれくらい滞在しているのかを見てもいいかなと思う。

○事務局

まちづくり基本方針に掲げられている地域の将来像との関連付けについては、「広域的・骨格的な緑地配置の方針」を定めるという点とも絡めて、多自然地域や郊外住宅地、都市中心部等、兵庫県の多様な地域特性を反映させながら検討したい。

ありきたりな言葉が並んでしまっているという点については、今後 10 年、更にその先も見据えた文言や言葉遣いを検討させていただく。

また、指標に関しては色々と想定されると思うので、今後の議論の中で検討したい。自由に使えるようなデータが出てきているため、人流データや空間データ等を組み合わせて、指標化できるものがあれば盛り込んでいきたい。

○委員

ウェルビーイングや生物多様性などのワードは、市民も注目や実感していると思う。せっかく計画を作るのであれば、ビジュアルで分かりやすくすることで、市民にも注目されるような内容になれば、緑というものが市民の中で広がったり、守っていこうという意識につながったりするのではないかな。ワクワクするような観点も考えていただけると嬉しい。

○委員

県が作る計画は、字ばかりではなく、イラストを入れるなどしてビジュアルで分かるよう、工夫をしていくことが必要かと思う。

県の広域計画は、俯瞰的な計画だと思う。市町の緑の基本計画は、その市町内に限った内容になる。委員がおっしゃったように、県の中にある様々な地形や川の流域等のつながりは、自然環境の重要な視点だが、それは1つの市町の中だけを見ていたら分からない。一方、今回の県が作る計画には、俯瞰的な立場で緑の面から県土と県民の暮らしのあるべき姿を市町に示すという側面があるのではないかな。そういう意味では、今回の計画の役割は3つあると思う。1つ目は、全体的・長期的からの視点を示すこと。国が示すカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、ウェルビーイングの方針を踏まえた、県の「緑を活かした持続・循環、安全・安心、魅力・活力なまち」という視点を市町に分かってもらう。2つ目は、俯瞰的な視点から必要なネットワークを示すこと。それぞれの市町にある山や川は、その市町だけではなく、近隣の市町ともつながっているため、広い視点からみて守ってほしい緑と、ネットワークを示す。3つ目は、施策の方向性を示すこと。これらの3つを市町に示せるかということを念頭に置きながら内容を検討していただくと、より有効な計画になるのではないかなと思う。

○事務局

本日いただいたご意見に関して、補足させていただく。竹林に関して、県民まちなみ緑化事業では、生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物を植え替える場合は補助対象になる。モウソウチクなどは、正にそういった外来種であるので、伐採だけでは対象にするのは難しいが、伐採した後、新たな植栽をしていただければ補助対象になる。今後は、そうした生物多様性の保全という点もPRをしていきたい。

プランの方向性の中で、市街地の緑地割合 30%という指標については、国から示された緑被率の算定方法を受けて、来年度に緑被率を算定し直すため、その結果を踏まえて改めて検討させていただきたい。

また、本日いただいたご意見、ご指摘を受け、緑の量だけではなく、質にもこだわった計画内容にしていきたい。